# EPO審判部、異議申立手続に参加した第三者の審判手続における地位について拡大審判部に付託

2024年12月2日
JETROデュッセルドルフ事務所

EPO審判部は、EPO技術審判合議体が2024年11月28日、EPC第105条（以下※）に基づき異議申立手続に参加した第三者の審判手続における地位について、拡大審判部に質問を付託した旨、プレスリリースにて公表した。

本プレスリリースの概要は以下のとおりである。

EPC第112条(1)(a)（以下※）に基づき、技術審判合議体3.2.04は、中間審決T 1286/23により、拡大審判部に以下の質問を付託した（G 2/24の下で係属中の付託）：

（付託質問）
すべての（異議申立決定不服）審判請求が取下げられた後、審判手続中に参加（intervened）した第三者は審判手続を継続することができるか？特に、第三者はEPC第107条第1文（以下※）の意味での審判請求をし得る者に相当する地位を取得できるか？

EPOにおける異議申立手続は、特許権者と異議申立人が当事者となって手続きが行われる当事者系手続である。その際、EPC第105条に基づき、侵害被疑者である第三者が異議申立手続の請求期間が終了した後に異議申立手続に参加することが認められている。

審決G3/04において、EPO拡大審判部は、（異議申立人による）単独の審判請求が取下げられた場合、（EPC第105条に基づき）異議申立決定不服審判請求期間中に参加した第三者との間で審判手続は継続されない旨を判示している。

本件は、審判手続における当事者の地位に関して重要な法律問題が生じているため、EPC第112条に基づき、拡大審判部へ付託されたとしており[1]、審決G3/04における異議申立手続に参加した第三者の審判手続における地位の判断（EPC第107条の解釈）に対して疑問を呈している。その上で、EPC第105条に基づいて異議申立決定不服審判請求期間内に異議申立及び審判請求を行い、手数料を支払った第三者は、異議申立人による審判請求取下げ後も、審判手続を継続する権利を有するのではないかと指摘している。

[1] EPC第112条では、「法律の一様の適用を確保するために、又は重要な法律問題が生じた場合は」、拡大審判部へ付託できることが規定されている。

上記中間審決では、審決G3/04について、他の拡大審判部の審決を参照しつつ、EPC第105条に基づき、異議申立決定不服審判請求期間中に参加した第三者は、異議申立人の地位を得ることはできるものの、異議申立手続に関与しておらず、異議申立決定によって不利な影響を受けたとは言えない。そのため、当該第三者は、EPC第107条第1文の審判を請求し得る者ではなく、EPC第107条第2文の他の当事者に該当し、審判請求が取下げられた後は、審判手続を継続することができないとの論理に基づいている旨、述べられている。

そして、この論理は様々な理由から説得力に欠けると述べ、その理由として、EPC第105条第2項では、参加は異議申立として扱われると規定されていることから、異議申立手続に参加する第三者は、当然、異議申立人としての地位で参加するものであり、異議申立人が通常得られる地位を取得することは制限されていない。一方EPC第107条では、審判手続における異議申立手続に参加した第三者の地位について明記されておらず、EPC第107条が直ちに適用されないことは明らかである、また、立法者はこれらの条文の矛盾の解決手段について何ら指針を示していない、と指摘している。

なお、本付託が、過去のEPO拡大審判部の審決を逸脱するものであったとしても、EPC第112条第3項の規定のとおり、拡大審判部の審決は、問題となった事件についてのみ審判部を拘束するものであるため問題ない旨を上記中間審決で述べている。

（※：EPC参考仮訳[2]、一部修正）

第105条　侵害被疑者の参加

(1) 如何なる第三者も、次のことを証明するときは、施行規則に従って異議申立期間が経過した後に異議申立手続に参加することができる。

(a)同一の特許権についての侵害手続がその者に対して開始されたこと、又は

(b)特許所有者がその者に特許権の侵害を中止するよう請求した後に、その者が特許権を侵害していない旨の裁判所の裁定を求める手続を開始したこと

(2) 容認された参加は、異議申立として取り扱う。

第107条　審判を請求し得る者及び審判手続の当事者となり得る者

決定によって不利な影響を受けた手続に関与した者は、審判を請求することができる。手続の他の当事者は、当然に審判手続の当事者となる。

第112条　拡大審判部の審決又は意見

(1) 法律の一様の適用を確保するために、又は重要な法律問題が生じた場合は、

(a) 審判部は、事件についての手続が係属中に自ら又は審判手続の当事者の請求により、上記目的のために審決を必要とすると認める場合は、問題を拡大審判部

[2] https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/epo-jyouyaku.pdf

に付託する。審判部が請求を却下した場合は、審判部は、最終審決において却下の理由を示す。

(b) 欧州特許庁長官は、2の審判部が法律問題について異なる決定をした場合は、拡大審判部にその問題を付託することができる。

(2) (1)(a)に該当する場合は、審判手続の当事者は、拡大審判部の手続の当事者となる。

(3) (1)(a)にいう拡大審判部の審決は、問題となった審判事件について審判部を拘束する。

－　EPO 審判部のプレスリリースは、以下参照　－

Referral to the Enlarged Board of Appeal – G2/24 (“Skin cleanser”)

（以上）